



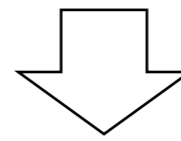
発行 津和野町商工会
 本所 〒699-5605 津和野町後田口187
 TEL 0856-72-3131 FAX 72-1389
 日原支所 〒699-5221 津和野町日原225-1
 TEL 0856-74-1221 FAX 74-1220
 ホームページ
<https://tsuwano.shoko-shimane.or.jp/>

島根県の最低賃金(2020年度) 10/1～

792円

町内消費拡大キャンペーンに取り組みましょう！！

「得々ドライブショッピング券」忘年会・新年会応援キャンペーンの展開(追加)



詳細は役場HPまたは、観光協会HPをご覧ください。

G o T o トラベル地域共通クーポン券やG o T O E a t を利用できるようにしませんか？



旅館からクーポンが渡されます。もしくは山口県などから観光客がクーポンや食事券を持って来られます。



旅行者(団体含め)はどこで使うか検討します。地域共通クーポン券は有効期限はチェックアウトの当日までです。



旅館や飲食店でチェックアウト後の昼食に「クーポン・食事券向け1,000円コース・2,000円コース」などあれば喜ばれるのでは。

クーポン使えます！！
津和野で使ってお帰り下さい！！

もちろん万全な
感染症対策は必須です



しっかり宣伝して使ってもらいましょう！！今取り組むべきことです。



もらったクーポンでガソリン満タンで帰ればすごく得した気分でお帰り頂けるのでは。



小売店では「クーポン向け1,000円セットや2,000円セット」を作れば購買意欲をくすぐるのでは？商品券やクーポンはお釣りはできません。

・コロナウイルス感染症により特に経済的な影響の大きい宿泊、飲食事業者等を支援して町経済の活性化を図るため、年末年始の時期に町内の消費拡大を目的とした忘年会、新年会等の応援キャンペーンを展開する。(観光協会補助事業として実施)
 キャンペーンは、12月から1月までの期間において4人以上で実施する忘年会、新年会の費用(ランチ、おせち料理等も可とする。)を津和野ガソリン・お買物共通利用券「得々ドライブショッピング券」で還元する方法で実施する。(予算残がある場合は、期間を2月以降に延長する。)

「得々ドライブショッピング券」の金額は、当日1日当たり、一人当たりの税込み支払額により下記のとおりとする。
 3,000円以上 5,000円未満 → 1,000円分利用券
 5,000円以上 7,000円未満 → 2,000円分利用券
 7,000円以上 3,000円分利用券
4人以上ですので、領収書等に人数の記載が必要です

せつかくのお得な施策です。企画・宣伝しましょう。待ってるだけではお客さんは来てくれません。

CATV活用年末年始消費拡大CMキャンペーン事業

ケーブルテレビ「サンネットにちはら」による商用CMテロップ・動画CM放送枠を希望事業者に無料で提供する。(CMテロップ10業者/週×4週=40業者、動画CM3業者×4週=12業者)
 広告掲載実施期間は11月2日(月)から翌令和3年1月24日(日)までの12(サイクル)週とする。商用CMテロップ放送については、月曜日から日曜日までの7日間を1サイクルとし、1サイクル中に掲載する事業所は最大で10事業所までとする。ご希望の方は、津和野町HPをご覧ください。

例えば・・・ 宣伝広告が補助対象になる場合もありますので相談してください

今年は家族でちょっと贅沢な忘年会しませんか？得々クーポン券がもらえるお得なポッキリコースをご用意してます！！もらったクーポンでお買い物してさらに津和野を応援！！！！！！！！！！

タイヤ交換・車検は町内です！！新設備導入で安全安心迅速対応！！ハイブリッド車でもお任せください！！

企業に対する施策

売上減少に係る給付(措置)

10/20現在の簡易的な一覧表です。対象者や要件についての詳細は必ず主体へ確認を行ってください。内容は変更される場合もあります。

※前年の対象月と今年の対象月の売上を正確に確認できる書類等がいずれにしても必要です。町と国では必要書類は異なります。

名称	対象者	主体	条件	申請方法	給付額	申請回数	売上減少の理由	売上回復への取組	所得税課税
NEW 業績悪化緩和運転資金補助(第2弾)	町内に主たる事業所を有する中小企業者	町	前年同月比 20%以上 の減少	商工会窓口から自身で町へ	減少率30%以上の事業者は別表による減少率20%~30%未満はこの基準額の1/2 売上損失額に応じて異なり最大30万円(損失額10万円以下は対象外)	3回 (10月~12月期まで)	必要 請負は対象外の場合あり	必要	○
業績悪化緩和運転資金補助	町内に主たる事業所を有する中小企業者	町	前年同月比 40%以上 の減少	商工会窓口から自身で町へ	売上損失額に応じて異なり最大50万円(損失額10万円以下は対象外)	3回(9月期まで) 申請は11月まで	必要 請負は対象外の場合あり	必要	○
持続化給付金	個人事業主 中小企業法人等	国	前年同月比 50%以上 の減少	WEB申請	最大個人100万円 法人最大200万円	1回 (申請は1月15日まで)	不要	不要	○
家賃支援給付金	個人事業主 中小企業法人等	国	前年同月比 50%以上 の減少または30%以上減少が連続3か月	WEB申請	個人最大300万円 法人最大600万円	1回 (申請は1月15日まで)	不要	不要	○

税の軽減もしくは免除

名称	対象者	主体	条件	軽減率	軽減対象	申請方法	
NEW 固定資産税・都市計画税の軽減措置	町内に主たる事業所を有する中小事業者	町	2020年2月～10月までの任意の連続する3か月の合計	前年同期比30%以上50%未満	1/2軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用家屋及び設備等に対する固定資産税 ・事業用家屋に対する都市計画税 	商工会に事業収入の減少の確認の依頼 →商工会から確認書を発行 →市町村へ軽減申告
				前年同期比50%以上	全額免除		

※必要書類についてはお問い合わせください。事業収入が落ち込んでいること、事業の用に供している資産であることを確認します。

雇用に係る補助 ※いずれにしても労働保険（雇用保険と労災保険）未加入事業者は対象外です。

名称	対象	主体	提出先	申請方法	給付額	給付日数（回数）	条件	所得税課税
NEW 雇用維持支援事業	本年4月～9月に雇用保険被保険者がいる事業者	町	町	商工会窓口から自身で町へ	雇用保険に加入する従業員1人あたり5万円、上限50万円	1回（申請期限は未定）	4月～9月期の売上の合計が前年同期比15%以上減少	○
雇用調整助成金 ※特例措置を12月末まで延長	雇用保険被保険者に対する休業手当	厚生労働省	ハローワーク	書面もしくはWEB	助成額は平均賃金額や所定労働日数・支払った休業手当額によって異なります	原則として1年間で100日分、3年で150日分ですが、緊急対応期間中(令和2年4月1日～令和2年6月30日)に実施した休業などは、この支給限度日数とは別に支給を受けることができる	最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少していること	○
緊急雇用安定助成金 ※特例措置を12月末まで延長	雇用保険に該当しない労働者に対する休業手当（労災保険対象者）	経済産業省	ハローワーク	書面もしくはWEB	助成額は平均賃金額や所定労働日数・支払った休業手当額によって異なります			○

融資（コロナ関連） ※利子または保証料の補給についてはお問い合わせください。

※運転資金のみ記載しています

名称	貸付機関	申込	提出先	申請方法	貸付限度額	貸付期間（据置期間）	利率	条件	借換
新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫	基本直接	公庫	WEBもしくは郵送	60,000千円	15年（5年）	いずれも3年目までは実質無利子。（県制度一部有利子）4年目以降は利子が必要ですので、HP等で確認してください。	1.最近1か月の売上高が前年または前々年同期に比し5%以上減少していること またはこれと同様の状況にあること 2.中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること	マル経同士なら可能
新型コロナウイルス対策マル経	日本政策金融公庫	商工会の推薦	公庫	商工会から郵送	10,000千円	7年（3年）			
島根県中小企業制度融資 経済変動等資金「新型コロナウイルス感染症対応資金（国制度）」及び「新型コロナウイルス感染症対応資金（県単独制度）」	島根県信用保証協会（民間金融機関）	民間金融機関（商工会の意見書が必要）	保証協会	金融機関が保証協会持ち込みもしくは郵送	40,000千円 県コロナ80,000千円	10年（5年） 12年（3年）一部2年		金融機関に確認してください	可能なものもあり

コロナ対策費用や販路開拓・新事業展開の補助 すべて審査により採択されるので確実に利用できるわけではありません。一部事前の取り組みも認められますが基本的には採択されてから取り組むものが対象です。

名称	対象	主体	提出先	目的	補助率／補助額	条件	申請期限	所得税課税
小規模事業者持続化補助金	小規模事業者	全国商工会連合会	商工会	経営計画の作成による販路開拓	補助対象経費の2/3以内、限度額は50万円まで	要綱を参照	2021年2月5日（金）	○
個別商業包括的支援事業	町内の中小企業者等	町	商工会から町	地域経済の活性化及び雇用の創出と拡大	補助対象経費の1/2以内、限度額は10万もしくは30万円（事業内容による）	新商品の開発、新技術の開発及び産業財産権の取得並びに販路開拓等に要する経費、商品開発に係るデザイン等の費用、人材育成等に要する経費	予算残りわずか	○
商業・サービス業 感染症対応支援事業	町内の中小企業者であって、次の事業を営むもの ・小売業、宿泊業、飲食サービス業、※生活関連サービス業、※娯楽業、鉄道業、道路旅客運送業、水運業（※一部業種を除く）	県	町	事業継続に向けた売上確保のため、新型コロナウイルス感染症防止対策や新事業展開に取り組む事業者を、新たな補助事業を創設することで支援	補助率：補助対象経費の4/5以内 補助上限額：一事業者あたり80万円 補助下限額：一事業者あたり8万円 ※対象経費100万円の場合80万円補助	① 感染防止対策にかかる経費（飛沫拡散防止設備導入、マスク購入等） ② 新事業展開にかかる経費（飲食店のテイクアウト・デリバリー等への対応、店舗改修、備品等）	予算終了まで（町と県が協同で負担）	○